

令和6年度 国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、世帯の加入者数と所得状況により計算されるため、全ての加入世帯に賦課が発生します。加入者には、自営業者のほか、年金生活者や無職の方も多く、保険料の納付が滞る人もいます。

国民健康保険料の時効(徴収権の消滅)は2年であり、資力のない滞納者には滞納処分もできません。

そこで、調査の結果、資力なしと判断した場合は、生活困窮による執行停止とし、時効となった期別を不納欠損しております。

今年度及び過去2年の不納欠損は、下表のとおりです。

	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	309	31,176,451	310	23,070,792	328	34,706,363
死 亡	14	1,232,320	18	926,980	12	1,130,570
所在不明	21	1,098,072	25	1,470,840	18	2,792,250
その他	0	0	0	0	0	0
計	344	33,506,843	353	25,468,612	358	38,629,183